

平成24年 5月31日

平成24年第3回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第28号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第29号	専決処分の承認を求めることについて	8
議案第30号	専決処分の承認を求めることについて	13
議案第31号	宮代町印鑑条例等の一部を改正する条例について	16
議案第32号	宮代町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例について	19
議案第33号	埼玉東部消防組合の設立について	21
議案第34号	広域利根斎場組合の規約変更について	26
議案第35号	埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	28
議案第36号	町道路線の認定について	30
議案第37号	町道路線の廃止について	31
議案第38号	平成24年度宮代町一般会計補正予算（第1号）について	32

議案第28号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成24年5月31日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町税条例を改正する必要性が生じたことから、同日に宮代町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成24年3月31日

宮代町長 庄 司 博 光

宮代町税条例の一部を改正する条例

宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第54条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

附則第10条の2第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同条を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

2 法附則第15条第10項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

附則第11条の2の見出しを「（平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成22年度分」を「平成25年度分」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地」を「平成25年度適用土地」に、「平成22年度類似適用土地」を「平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」に改め、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第21条の次に次の1条を加える。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第22条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を

む。)」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第23条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第2条 改正後の宮代町税条例（以下「新条例」という。）第36条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成23年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、

平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。第4項及び第5項において「平成24年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（次項において「新法」という。）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 この条例による改正前の宮代町税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第12条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第12条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項

- 5 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	又は第13の2	若しくは第13条の2又は宮代町税条例の一部を改正する条例（平成24年宮代町条例第10号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の宮代町税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第12条第2項若しくは第4項
	又は第13条の規定	若しくは第13条又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項の規定
附則第15条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項

議案第29号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成24年5月31日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町都市計画税条例を改正する必要性が生じたことから、同日に宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成24年3月31日

宮代町長 庄 司 博 光

宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例

宮代町都市計画税条例（平成22年宮代町条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「平成23年度分」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第3項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成23年度分」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削る。

附則第4項中「平成23年度分」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項中「平成23年度分」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「平成23年度分」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項（見出しを含む。）中「平成23年度分」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項を附則第8項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「、第5項及び第6項」を「及び第5項」に、「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、「、附則第3項及び第5項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に」を削り、「、第6項及び第7項」を「、第5項及び第6項」に、「から第8項まで」を「から第7項まで」に、「附則第8項」を「附則第7項」に、「附則第9項及び第10項」を「附則第8項及び前項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「、第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」を「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項の見出し中「平成23年度分」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」に、「平成23年度分」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を附則第12項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮代町都市計画税条例（附則第4項において「新条例」という。）の規定は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の宮代町都市計画税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第3項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第5項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。次項において「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第3項	前項	附則第2項
	平成23年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第5項	0.8	0.9
	平成23年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第2項	附則第2項

- 4 平成24年度改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第10項	及び第5項	及び第5項並びに宮代町都市計画税条例の一部を改正する条例（平成24年宮代町条例第11号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の宮代町都市計画税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第5項
--------	-------	--

	<p>附則第 2 5 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に</p>	<p>附則第 2 5 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、平成 2 4 年改正条例附則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 2 4 年改正前の条例附則第 3 項及び第 5 項の「住宅用地」とは法附則第 1 7 条第 3 号に</p>
	<p>から第 7 項まで</p>	<p>から第 7 項まで及び平成 2 4 年改正条例附則第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 2 4 年改正前の条例附則第 5 項</p>

議案第30号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成24年5月31日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたことから、同日に宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成24年3月31日

宮代町長 庄 司 博 光

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第31号

宮代町印鑑条例等の一部を改正する条例について

宮代町印鑑条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年5月31日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

住民基本台帳法の一部改正等に伴い、宮代町印鑑条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町印鑑条例等の一部を改正する条例

(宮代町印鑑条例の一部改正)

第1条 宮代町印鑑条例（平成2年宮代町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同条各号を削る。

第4条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

第5条第1号中「又は外国人登録原票に登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名」を「されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称」に改め、同条第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名により表記されているもの（以下「片仮名表記」という。）又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第2項第3号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第12条第1項第2号を削り、同項第3号中「又は名」の次に「(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)」を加え、「第5条第1号」を「第5条第1項第1号」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

第12条第2項中「第3号」を「第2号、第3号」に改める。

第13条第4項中「第6号」を「第7号」に改める。

(宮代町手数料条例の一部改正)

第2条 宮代町手数料条例（平成18年宮代町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第46号までを1号ずつ繰り上げる。

(宮代町奨学資金貸付条例の一部改正)

第3条 宮代町奨学資金貸付条例(昭和59年宮代町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の定めによる外国人登録原票に登録されていること」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(宮代町印鑑条例の一部改正に関する経過措置)

2 町長は、住民基本台帳の一部を改正する法律(平成21年法律第77号。以下「改正法」という。)の施行日(改正法附則第1条第1号に定める日をいう。以下同じ。)の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録については、施行日において職権で抹消しなければならない。

3 前項の場合において、登録の抹消については、印鑑の登録を受けている者にこの旨を通知しなければならない。

4 町長は、改正法の施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において、職権で、当該事項について印鑑登録原票を修正しなければならない。

議案第32号

宮代町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例について
宮代町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年5月31日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

図書館法の一部改正に伴い、宮代町立図書館設置及び管理条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

宮代町立図書館設置及び管理条例（平成5年宮代町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第17条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民（宮代町市民参加条例（平成15年宮代町条例第29号）第2条第1号に掲げる者をいう。）の中から任命する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第33号

埼玉東部消防組合の設立について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、平成25年4月1日から、加須市、久喜市、幸手市、宮代町、白岡町及び杉戸町の消防に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、埼玉東部消防組合を設立することについて、議決を求める。

平成24年5月31日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成25年4月1日から、加須市、久喜市、幸手市、宮代町、白岡町及び杉戸町の消防に関する事務を共同処理するため、埼玉東部消防組合を設立することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

埼玉東部消防組合規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、埼玉東部消防組合（以下「組合」という。）という。

(組織)

第2条 組合は、加須市、久喜市、幸手市、宮代町、白岡町及び杉戸町（以下「組合市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) 消防に関する事務（消防団事務及び消防水利(消火栓に限る。)事務を除く。)

(2) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）により、組合市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの

ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）に基づく事務

ウ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく事務

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、久喜市上早見396番地に置く。

第2章 議会

(議員の定数及び選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は14人とし、その選出区分は次のとおりとする。

加須市 3人

久喜市 3人

幸手市 2人

宮代町 2人

白岡町 2人

杉戸町 2人

2 組合議員は、組合市町の議会において、その議会の議員のうちから選挙する。

3 前項の選挙結果については、速やかに組合市町の長から組合の管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。

4 管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに当選人の住所、氏名を告示し

なければならない。

(任期及び失職)

第6条 組合議員の任期は、組合市町議員の任期とする。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 組合議員が組合市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

(補欠選挙)

第7条 組合議員が欠けたときは、管理者は直ちにその旨を組合市町の長に通知し、当該市町の議会で補欠選挙を行わなければならない。

2 第5条第3項の規定は、前項の補欠選挙に準用する。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会に、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合の議会において選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。

第3章 執行機関

(執行機関の組織)

第9条 組合に管理者1人及び副管理者5人を置く。

2 管理者は、組合市町の長の協議により組合市町の長の中からこれを定める。

3 副管理者は、管理者以外の組合市町の長をもってこれに充てる。

(任期)

第10条 管理者及び副管理者の任期は、組合市町の長の職にある任期とする。

(職務権限)

第11条 管理者は、組合を統括及び代表し、並びに組合の事務を管理及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ管理者が定めた順序により、その職務を代理する。

(職員)

第12条 組合に会計管理者、消防吏員その他の職員を置く。

2 職員の定数は、組合の条例でこれを定める。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者の中からそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者については組合議員としての任期によるものとし、識見を有する者の中から選任された者については4年とする。

第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は、組合市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の負担割合は、別表のとおりとする。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第 14 条関係）

経費の区分	経費の内容	負担割合
共通経費	経常的経費	<p>組合市町の負担金は、広域化後 5 年間（平成 25 年度から平成 29 年度）は、直近前 3 年（平成 21 年度から平成 23 年度）平均の消防費決算額（消防団費及び庁舎建設等特殊事情経費を除く一般財源分。以下同じ。）を原則として上回らないものとする。</p> <p>6 年目以降の組合市町の負担金は、広域化後 3 年以内に定員適正化計画や施設適正化計画等を策定し、5 年をかけて段階的に消防費決算額の 5 パーセントを目標に削減を図るものとする。</p> <p>11 年目以降の負担金の算出方法は、基準財政需要額割（各年度の直近前 3 年平均のものとする。）を基本とし、改めて協議するものとする。</p> <p>また、消防救急無線のデジタル化等に係る経費については、別途協議するものとする。</p>
単独経費	投資的経費	<p>土地取得については、当該市町が行い、庁舎建設及び庁舎大規模改修等（消防局機能施設を除く。）については、当該市町の負担により組合が事業執行する。</p> <p>防火水槽に係る経費については、当該市町の負担により組合が事業執行する。</p>

議案第34号

広域利根斎場組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、広域利根斎場組合規約を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求める。

平成24年5月31日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、広域利根斎場組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

広域利根斎場組合規約の一部を変更する規約

広域利根斎場組合規約（昭和 62 年指令地第 1326 号）の一部を次のように変更する。

第 13 条第 2 項中「及び外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）により外国人登録がされている者の合計数」を「の数」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

2 変更後の第 13 条第 2 項の規定は、平成 25 年度以後の年度分の構成市町の負担割合について適用し、平成 24 年度分までの構成市町の負担割合については、なお従前の例による。

議案第35号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成24年5月31日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約
埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。
別表第2（第17条関係）備考第1項及び第2項中「及び外国人登録原票」を削
る。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の規定は、平成25年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、平成24年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

議案第36号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第1557号線	宮代町字姫宮336番5地先	
		宮代町字姫宮336番14地先	

平成24年5月31日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

宅地開発により帰属された道路を町道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第37号

町道路線の廃止について

次のとおり町道路線を廃止することについて議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	町道855号線	宮代町字宮東294番1地先	
		宮代町字宮東292番地先	

平成24年5月31日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

当路線については、町道第855号線に隣接する土地所有者に払い下げするため、町道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第38号

平成24年度宮代町一般会計補正予算（第1号）について
平成24年度宮代町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。
平成24年5月31日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

緊急雇用創出事業を始めとした補助事業の採択、実施等に伴い、平成24年度宮代町一般会計予算に2,729万8,000円を追加し、総額を90億7,479万8,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。